

山江村新型インフルエンザ等対策
行動計画

平成26年3月

山江村

目 次

I	はじめに	・・・1
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	・・・2
II-1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	・・・2
II-2	対策の基本的考え方	・・・3
II-3	対策実施上の留意点	・・・3
II-4	発生段階	・・・4
II-5	組織体制	・・・6
II-6	対策推進のための役割分担	・・・11
II-7	予防接種について	・・・12
III	各段階における対策	・・・16
	【未発生期】	・・・16
1	実施体制	・・・16
2	情報収集・共有	・・・17
3	予防・まん延防止	・・・17
4	村民生活及び村民経済の安定の確保	・・・18
	【海外発生期】	・・・19
1	実施体制	・・・19
2	情報収集・共有	・・・19
3	予防・まん延防止	・・・19
4	村民生活及び村民経済の安定の確保	・・・20
	【県内未発生期】	・・・22
1	実施体制	・・・22
2	情報収集・共有	・・・22
3	予防・まん延防止	・・・22
4	村民生活及び村民経済の安定の確保	・・・23
	【県内発生早期】	・・・25
1	実施体制	・・・25
2	情報収集・共有	・・・25
3	予防・まん延防止	・・・25
4	村民生活及び村民経済の安定の確保	・・・26
	【県内感染期】	・・・28
1	実施体制	・・・28
2	情報収集・共有	・・・28

3	予防・まん延防止	・・・ 29
4	村民生活及び村民経済の安定の確保	・・・ 29
	【小康期】	・・・ 31
1	実施体制	・・・ 31
2	情報収集・共有	・・・ 31
3	予防・まん延防止	・・・ 31
4	村民生活及び村民経済の安定の確保	・・・ 32
	○山江村新型インフルエンザ等対策本部条例	・・・ 33

I はじめに

(新型インフルエンザの概要)

新型インフルエンザは毎年流行している季節性のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人がウイルスに対する免疫（抵抗力）を持っていません。

このため、一度発生すると感染は急速に拡大し、世界的大流行（パンデミック）となります。20世紀はじめに流行し、世界で4千万人、日本でも40万人の方が死亡した通称「スペインかぜ」も新型インフルエンザでした。

平成21年（2009年）にメキシコで発生した豚由来の新型インフルエンザA（H1N1）は強毒性ではなかったものの、日本では発生から1年で約2千万人が罹患し、本県でも約34万人の患者が発生しました。

(発生前からの対策が重要)

このような新型インフルエンザの発生を阻止することや、発生の時期を正確に予測することは、現在の科学技術では困難です。また、発生すると短期間でパンデミックを引き起こすことを考えると、発生前から地域での感染（まん延）を想定した具体的な対策を進めておくことが重要です。このことは、予め対策を検討しておくことで諸外国と比較して健康被害が低い水準に留まった前回の日本における新型インフルエンザ対策が物語っています。

(村の行動計画を策定しました)

熊本県新型インフルエンザ対策行動計画は、平成17年に策定され、これまで2度の見直しが行なわれています。今回の見直しは、平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特別措置法」という。）に基づくものです。特別措置法では、新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象としているため、名称に「等」を加え、「熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」とされました。県行動計画には、県の新型インフルエンザ等対策の基本方針や、未発生期から小康期に至る各段階の具体的な対策を示すとともに、指定地方公共機関や特定接種、住民への予防接種、緊急事態宣言時の対応など新たな内容を盛り込まれています。

この他、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）への対策を計画の参考として掲載されました。

これらを踏まえて、**新型インフルエンザ等の発生前から感染を想定した具体的な対策を進めておくため、県行動計画に基づき村の行動計画を策定しました。**

(関係機関の協力、村民等の役割)

新型インフルエンザ等の対策を推進するためには、県や市町村など公的機関はもちろん、医療機関や医療関係団体をはじめとした関係機関をはじめ、ライフラインを担う事業者の協力が不可欠です。また、村民をはじめ一般の事業者も職場

や学校、家庭での日常的な感染予防に努めていただくことも重要です。

(計画の見直し)

今後は、この計画に基づき、新型インフルエンザ等対策を推進するとともに、関係者の意見・提案を踏まえ適時見直しを行っていきます。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

Ⅱ-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

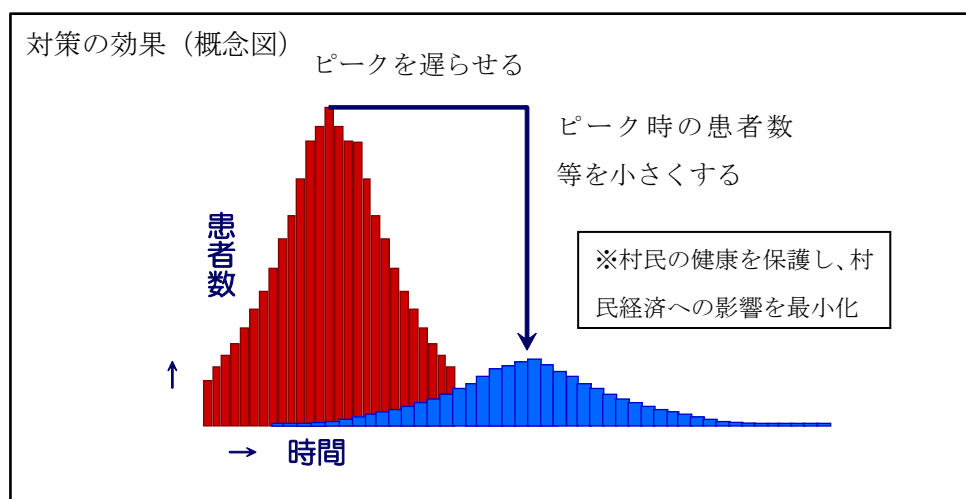
新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じることとします。

1 感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制等を整備するための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- ・医療体制の強化を図り、患者数が医療提供の限界を超えないようにするとともに、適切な医療の提供により、重症者や死亡者数を減らします。

2 村民生活及び村民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者数を減らします。
- ・診療継続計画又は事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務並びに村民生活及び村民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。



Ⅱ－２ 対策の基本的考え方

１ 病原性等の程度に応じた対策の実施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があります。そのため、本行動計画には、病原性が高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示します。

また、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行状況等を踏まえ、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが村民生活及び村民経済に与える影響等を総合的に勘案し、対策を選択して実施します。

２ 状況に応じた対策の切り替え

発生前の段階では、実施体制の構築、地域における医療体制の整備、発生に備えた訓練や村民に対する啓発、事業所等における事業継続計画の策定等を行うことにより周到な準備を進めます。

病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施しますが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えます。

また、状況の進展に応じて、対策の効果を検証し、有効性の低下した対策については、縮小・中止を図るなどの見直しを行います。

Ⅱ－３ 対策実施上の留意点

県、本村及び指定地方公共機関及び医療機関等は、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施していくこととしますが、実施にあたっては、次の点に留意します。

１ 基本的人権の尊重

県及び本村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等の実施に当たって、村民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとしします。

また、村民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

２ 特別措置法の性格

特別措置法は、病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的に、国、地方公共団体等の責務、新型インフルエンザ等の発生時におけ

る措置及び新型インフルエンザ等緊急事態の措置等の特別の措置を定めたものです。特に緊急事態の措置は、万が一の場合の危機管理のための措置であり、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性・感染力の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の有効性などによってはこれを講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意します。

3 関係機関相互の連携協力の確保

対策の実施にあたっては、県、本村、指定地方公共機関及び医療機関等が相互に連携協力します。

また、政府対策本部※1、県対策本部※2、本村対策本部※3は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

4 記録の作成・保存

県及び本村は、県対策本部、本村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、必要に応じて定期的に公表します。

- | |
|--|
| ※1 新型インフルエンザ等発生時に内閣に設置されます（特別措置法第15条）。
※2 政府対策本部設置と同時に都道府県知事が設置します（特別措置法第22条）。
※3 緊急事態宣言がされた場合に村長が設置します（特別措置法第34条） |
|--|

II-4 発生段階

新型インフルエンザ等の対策の実施にあたっては、発生の状況に応じて切れ目なく的確に対策をとる必要があることから、事前に準備を進め、状況の変化に即応して迅速に意思決定を行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階で想定される状況とその対策を定めることとします。

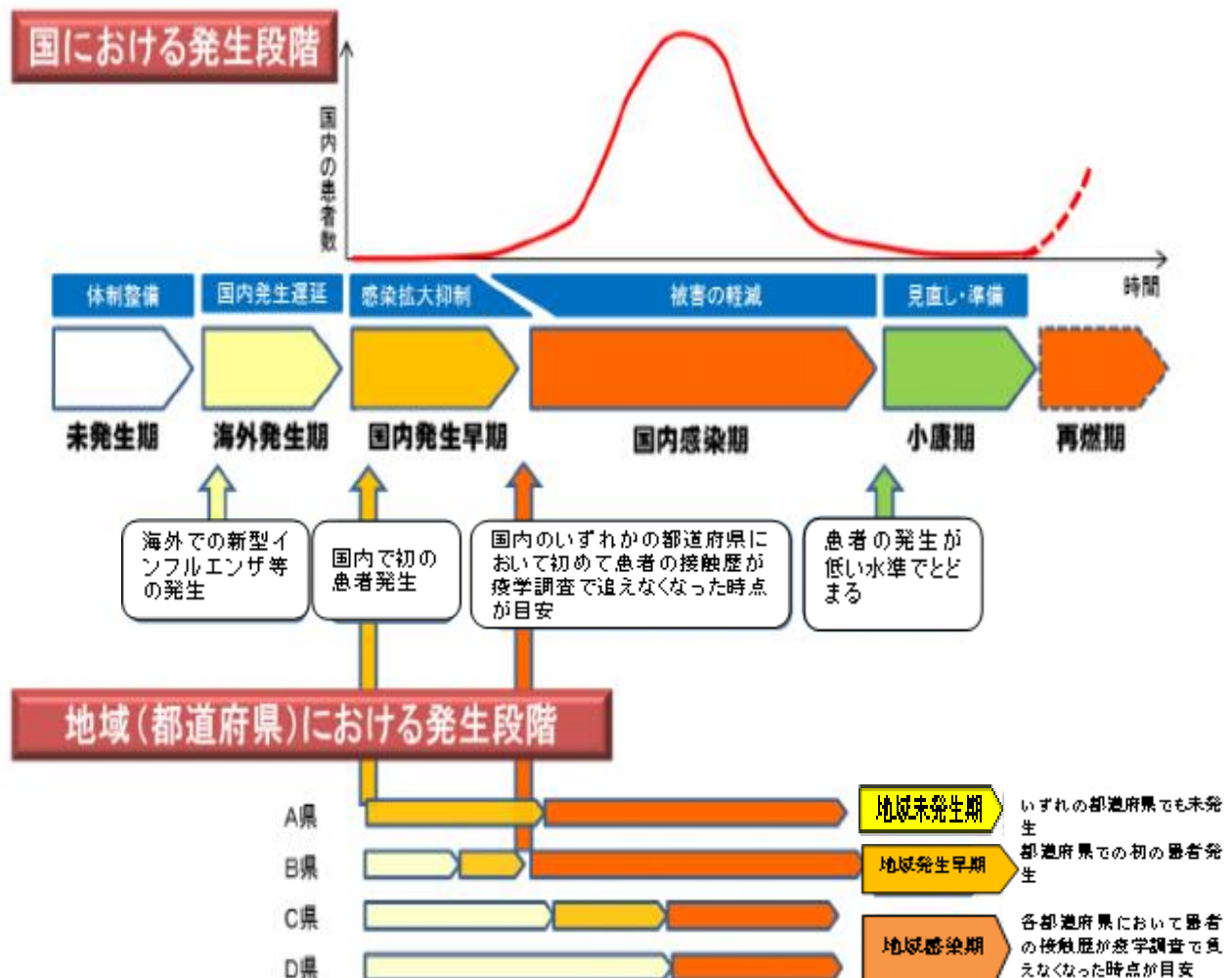
政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生早期、感染期、そして小康状態に至るまでを、実情に応じて5つの発生段階に分類されています。

一方で、各地域における発生状況は様々であり、その状況に応じて柔軟に対応する必要があることから、本行動計画では、発生段階を次の6段階に決めました。その移行については、県内での発生状況等を踏まえて、判断することとされています。

なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないことに留意します。

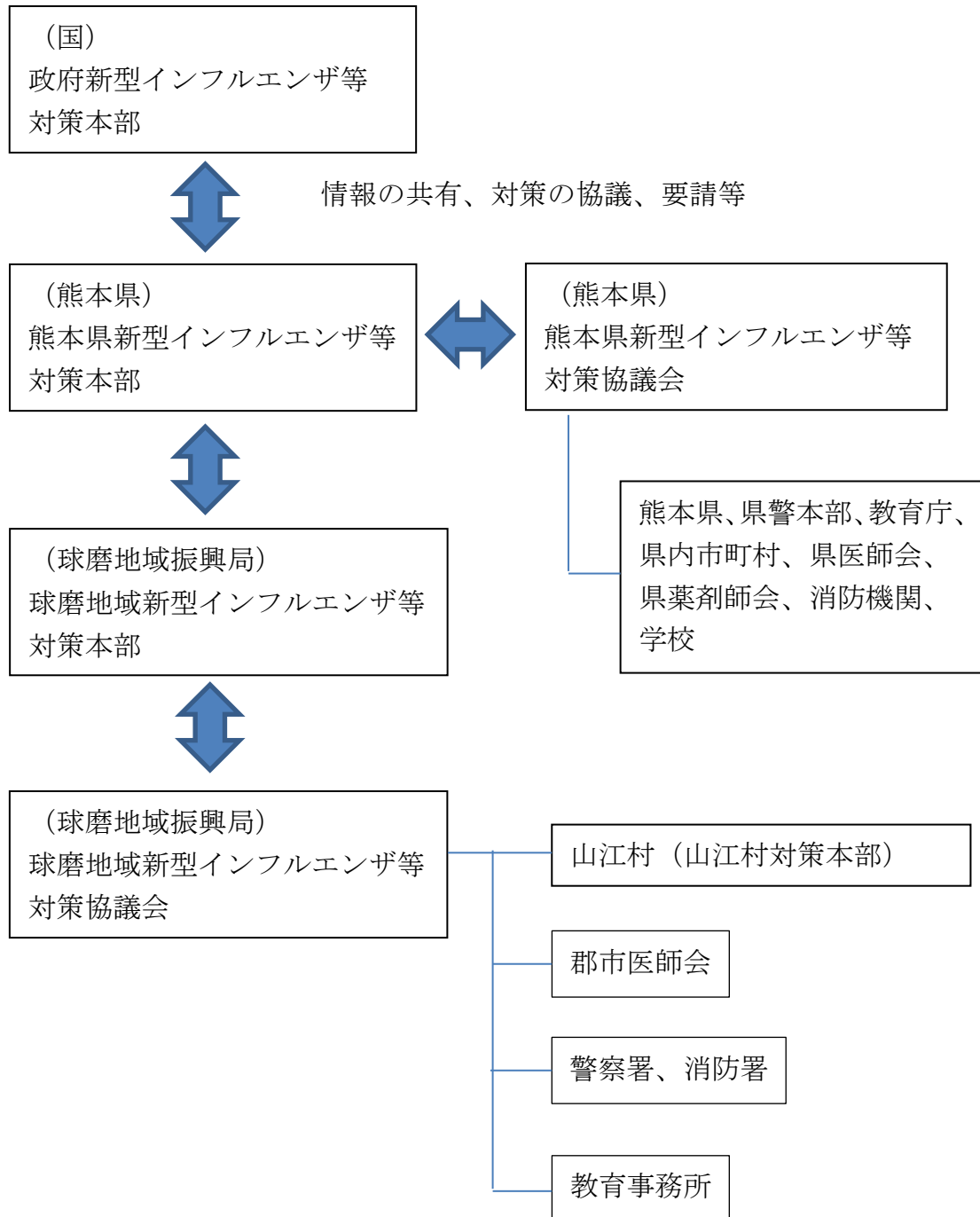
政府行動計画	県行動計画案
【未発生期】	【未発生期】 新型インフルエンザが発生していない状態
【海外発生期】	【海外発生期】 海外で新型インフルエンザが発生した状態
【国内発生早期】	【県内未発生期】 本県において患者が発生していない状態
	【県内発生早期】 本県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査※で追える状態
【国内感染期】	【県内感染期】 本県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
【小康期】	【小康期】 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※ 感染症が発生した際に、その状況・動向・原因などの全体像を調査することです。感染者や接触者を調査し、感染源・感染経路の特定を行うことで、感染の拡大防止対策に役立ちます。



Ⅱ-5 組織体制

新型インフルエンザ等の発生・流行に対応するため、発生段階に応じた対策組織を整備します。



1 山江村新型インフルエンザ等対策協議会

新型インフルエンザ感染者が海外で発生した段階で、保育園、小中学校、障害者、高齢者、社会教育、各保険担当部門が情報の共有化を図り、対応策を検討、実施するため対策協議会を設置します。

協議会の事務局は健康福祉課に置きます。

【海外発生】

新型インフルエンザ等対策協議会		
番号	機関	備考
1	山江村	総務課・健康福祉課・教育委員会
2	村内小中学校	山江中、山田小、万江小
3	村内保育園	山江、章鹿倉、万江
4	人吉警察署	代表
5	人吉下球磨消防組合	代表
6	人吉市医師会	代表
7	球磨郡医師会	代表
8	各福祉施設	代表

(事務局：健康福祉課)

2 山江村新型インフルエンザ等対策委員会

新型インフルエンザ感染者が国内に発生した段階で、村全体としての意思決定が円滑に行えるよう、総務課長を委員長として対応策を検討、実施するため、全課で構成する対策委員会を設置します。

委員会の事務局は健康福祉課に置きます。

【国内発生】

新型インフルエンザ等対策委員会名簿		
番号	役職	職名
1	委員長	総務課長
2	委員	会計管理者
3	〃	税務課長
4	〃	健康福祉課長
5	〃	産業振興課長
6	〃	建設課長
7	〃	議会事務局長
8	〃	農業委員会事務局長
9	〃	教育課長

(事務局：健康福祉課)

3 山江村新型インフルエンザ等対策本部

対策委員会は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令されたとき、もしくは発令されていない場合であっても、新型インフルエンザ感染者が県内または村内で発生した(恐れがある場合を含む。)段階で、緊急対策を検討、実施するため、村長を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部に移行します。

対策本部の事務局は総務課に置きます。

【県内又は村内で発生（緊急事態宣言発令）】

新型インフルエンザ等対策本部名簿		
番号	役職	職名
1	本部長	村長
2	副本部長	副村長・教育長
3	〃	消防団長
4	本部員	総務課長
5	〃	会計管理者
6	〃	税務課長
7	〃	健康福祉課長
8	〃	産業振興課長
9	〃	建設課長
10	〃	議会事務局長
11	〃	農業委員会事務局長
12	〃	教育課長

(事務局：総務課)

新型インフルエンザ等対策本部設置時における事務分掌

担当課	所掌事務
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策本部に関すること ・ 業務継続計画に基づく各課の分掌事務の総括に関すること ・ 重症患者の搬送に関すること ・ 職員の動員要請、参集状況の把握、指示に関すること ・ 車両の運用に関すること ・ 防災行政無線やCATV、広報車による広報活動に関すること ・ 広報誌やHPによる情報提供に関すること ・ 発生状況の把握や報告に関すること ・ 職員の健康状況把握及び感染拡大防止に関すること ・ 医療提供体制確保が困難な場合の公共施設の活用に関すること ・ 本部長から命ぜられた事務に関すること
税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長から命ぜられた事務に関すること ・ 上記総務課の役割に関すること
健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策協議会、及び対策委員会に関すること ・ 行動計画の策定及び見直しに関すること ・ 国、県などからの情報収集及び伝達に関すること ・ 感染拡大防止や重症化防止のための啓発活動に関すること ・ 保健所及び医療機関との連携に関すること ・ 健康相談に関すること ・ 村全体の発生状況の把握と報告に関すること ・ 報道機関の対応に関すること ・ ごみ、一般廃棄物処理に関すること ・ 防護服、防護マスク等の備蓄及び活動に関すること ・ 保育園、学童クラブへの情報提供、支援等に関すること ・ 保育園、学童児童クラブ児童、生徒の安全確保に関すること ・ 介護施設への情報提供、支援に関すること ・ 介護施設入居者の安全確保に関すること ・ 保育所及び介護施設での発生状況把握に関すること ・ 生活保護世帯、独居高齢者等世帯の状況調査及び救護、相談に関すること ・ 死亡届受理事務及び死体の埋火葬の許可に関すること ・ 遺体の収容と埋火葬の調整に関すること ・ 本部長から命ぜられた事務に関すること
産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連絡調整に関すること ・ 商工観光業者の事業活動の自粛に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧及び生活必需品の安定供給に関する事 ・観光客の安全確保に関する事 ・本部長から命ぜられた事務に関する事
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業の機能維持、確保に関する事 ・応急給水に関する事 ・交通機関等の規制に関する事 ・村営住宅における感染防止対策に関する事 ・物品及び資材の運搬に関する事 ・本部長から命ぜられた事務に関する事
会計室	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整に関する事 ・本部長から命ぜられた事務に関する事
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整に関する事 ・本部長から命ぜられた事務に関する事
農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整に関する事 ・本部長から命ぜられた事務に関する事
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部との連携、連絡、調整に関する事 ・小中学校への情報提供に関する事 ・児童、生徒の安全確保に関する事 ・児童、生徒、教職員等の罹患者の把握に関する事 ・感染拡大時の小中学校の一部または全部臨時休業要請に関する事 ・臨時休業中の教育供給体制の指導に関する事 ・社会教育、社会体育施設への情報提供に関する事 ・施設利用者の安全確保に関する事 ・関係機関との連絡調整に関する事 ・本部長から命ぜられた事務に関する事

新型インフルエンザ対策は、国及び県との連携をとった実施体制が求められること、また、医療等に関する専門的な知識も必要となることから、実施に関しては、県、保健所新型インフルエンザ対策チームとの連携が不可欠です。

そのため、組織体制や連絡窓口を確認するとともに、平素から情報共有や対策の実施に向けた具体的な協議を行い、新型インフルエンザ発生時の対応が円滑に進められるよう、連携体制を整備する必要があります。

Ⅱ－６ 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たっての関係機関等の基本的な役割を以下のとおりとします。

1 国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体としての体制を整備する責務を有します。

2 県の役割

特別措置法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、国が定める基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し迅速かつ的確な対応を行います。

そのため、発生前においては、県行動計画等の作成・見直しを行うとともに、市町村行動計画、指定地方公共機関の業務計画作成等を支援し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を推進します。発生時においては、市町村、指定地方公共機関等と連携協力しながら対策を推進します。

3 市町村の役割

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、国が定める基本的対処方針に基づき、住民に対するワクチン接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援等の対策を実施します。

対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

4 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染防止対策等を推進し地域医療体制の確保に取り組みます。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定を進めます。

なお、発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて、医療を提供します。

5 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

なお、発生前において、県行動計画に基づき、業務計画を作成するとともに発生時には作成した業務計画に基づき対策を実施します。

6 登録事業者

特別措置法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。

登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時には、その事業を継続します。

7 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行います。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、劇場、遊興施設、百貨店等多数の県民が集まる事業を行う事業者については、感染防止のための措置を徹底します。

8 村民

普段から、国や県及び村が新型インフルエンザ等に関して発信する情報に留意するとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の個人における感染対策を実践します。また、発生時に備えて、各自食料品・生活必需品等の備蓄を行います。

さらに、発生時には、発生状況や実施されている予防接種などの対策等についての情報に留意し、感染拡大を抑えるための個人における対策を実施します。

Ⅱ-7 予防接種について

1 ワクチン接種の効果

ワクチンを接種し、個人の発症や重症化を防ぎ、受診患者数を減少させ、入院患者数を減少させることにより、医療の提供が可能な範囲内に収めるよう努めることで、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

2 特定接種

(1) 特定接種とは

特別措置法第28条に基づき、政府対策本部長が「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」緊急に必要があると認めるときに、

臨時に予防接種を行います。特定接種の対象は、以下の者とされています。

- ① 登録事業者の業務に従事する者
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

(2) 特定接種の接種体制

登録事業者の特定接種対象者及び新型インフルエンザ等対策に携わる国家公務員については、国を実施主体とし、新型インフルエンザ等対策に携わる地方公務員については、その所属する県又は村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施します。

そのため、接種が円滑に行えるよう、未発生期から接種体制の構築を図ります。

3 住民接種

(1) 住民接種とは

① 種類

緊急事態宣言が行われている場合については、村は、特別措置法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行います。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、村は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行います。接種費用は、原則接種者負担で実施します（経済的理由により接種費用を負担することができないと認められた者に対し接種費用の減免措置を行うことがあります）。

② 対象者の区分

住民接種の接種順位については、以下の4つのグループに分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本として国が決定します。

ア 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

イ 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

ウ 成人・若年者

エ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられるグループ（65歳以上の者）

③ 接種順位の考え方

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点をおいた考え方、我が国の将来を守ることに重点を

置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、それぞれについて以下のような基本的な考え方を踏まえ、国が決定します。

- ア 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
 - 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - i 医学的ハイリスク者 ii 成人・若年者 iii 小児 iv 高齢者
 - 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - i 医学的ハイリスク者 ii 高齢者 iii 小児 iv 成人・若年者
- イ 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
 - 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - i 小児 ii 医学的ハイリスク者 iii 成人・若年者 iv 高齢者
 - 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - i 小児 ii 医学的ハイリスク者 iii 高齢者 iv 成人・若年者
- ウ 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方
 - 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - i 医学的ハイリスク者 ii 小児 iii 成人・若年者 iv 高齢者
 - 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - i 医学的ハイリスク者 ii 小児 iii 高齢者 iv 成人・若年者

(2) 住民接種の接種体制

① 未発生期における接種体制の構築

- ア 住民接種については、原則として集団的接種により接種を実施します。
そのため、県と連携し、接種が円滑に行えるよう接種体制を構築します。
- イ 村内の人口データ等を参考にワクチンの需要量を算出しておくなど、住民接種のシミュレーションを行います。
- ウ 村は、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下の事項などに

留意し、郡市医師会等と連携のうえ、接種体制を構築します。

○医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

○接種場所の確保（医療機関、福祉保健センター、体育館、学校等）

○接種に要する器具等の確保

○接種に関する住民への周知方法（予約方法等）

② 接種対象者

原則として**村内に居住する者**を対象者とします。

③ 医療従事者の確保

村は、県及び郡市医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図ります。

④ 実施会場の確保

村は、保健所・福祉保健センター、国及び県と連携して、保健所・福祉保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保します。

（参考：住民接種の比較）

	パンデミックワクチン		平成21年度の新型インフルエンザワクチン接種事業
	緊急事態宣言有り	緊急事態宣言無し	
考え方	○病原性の非常に高いおそれがある新型インフルエンザ等の発生により、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済が著しい混乱に陥るような状況を回避するため。	○病原性の高くない新型インフルエンザの発生時に、発病や重症化防止を図るため。	○死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保するため。
対象者	全国民		全国民
特措法上の位置づけ	第46条 (住民に対する予防接種)		
予防接種法上の位置づけ	臨時接種(第6条第1項)	新臨時接種(第6条第3項) ※平成23年7月施行	
実施主体	市町村		国
接種費用	公費負担	自己負担	自己負担
接種方式	原則として集団的接種		原則として個別接種
接種体制の構築	原則として学校、保健センター等公的施設で接種		原則として医療機関に委託
	医療従事者、入院中の患者等は、医療機関で実施		原則として医療機関で接種
予約	原則として市町村で一元化して予約		各医療機関で予約
供給体制	政府が保有するもしくは購入したワクチンの流通を都道府県ごとに管理。		
	原則10mlバイアル(一部1mlバイアルによる供給あり)		原則1mlバイアル(供給開始時は、10mlバイアルによる供給あり)

Ⅲ 各段階における対策

本行動計画では、新型インフルエンザ等の発生段階毎に実施する対策を記載しますが、実際の対策実施時期はウイルスの病原性・感染力等により本行動計画の想定とは一致しない可能性があることから、段階はあくまで目安とします。

また、本行動計画には、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザ等にも対応できるよう、強力な措置を含め対策を記載しますが、実際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、対策の有効性、実行可能性、患者等の人権、社会・経済活動への影響等を総合的に勘案し、対策を選択して実施します。

なお、ウイルスの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合は、強力な対策を実施することになりますが、これらの情報が得られ次第、上記を踏まえ、適切な対策に切り替えることとします。

未発生期
予想される状況
○新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ○海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態。
対策の目標
○発生に備えて体制の整備を行います。
対策の考え方
○行動計画を作成し、必要に応じ見直しを行います。 ○行動計画を踏まえ、住民への予防接種体制を整備します。 ○新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、住民に継続的な情報提供を行います。

1 実施体制

(1) 行動計画の作成

特別措置法に基づき行動計画を策定し、必要に応じて見直しを行います。
(健康福祉課)

(2) 発生に備えた体制整備

連絡会議の枠組みを通じ、新型インフルエンザ対策推進体制を整備します。
県や指定地方公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、研修や訓練を実施します。(健康福祉課)

2 情報提供・共有

- 住民からの一般的な相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を行います。(健康福祉課)
- 住民、事業者に対し、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の感染対策について、継続的に情報提供を行います。(健康福祉課)

3 予防・まん延防止

(1) 対策実施のための準備

① 個人における対策の普及

学校、事業者等と連携し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及及び理解促進を図ります。

(健康福祉課)

② 地域及び職場における対策の周知

職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るとともに、職員への研修及び健康管理について周知します。また新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知します。(総務課)

(2) 予防接種

① 特定接種

- 国が事業者に対して行う特定接種に係る登録作業の周知に協力します。(健康福祉課)
- 国が行う事業者からの登録申請の受付に協力します。(健康福祉課)
- 集団的接種を原則として、特定接種の対象となる職員に対する接種体制を構築します。(健康福祉課)

② 住民接種

- 県と連携して、特別措置法第46条又は予防接種法第6条3項に基づき、**村内に居住する者**に対するワクチン接種を速やかに行うことができるよう体制を整備します。(健康福祉課)
- 県、郡市医師会、事業者等と協力し、国が示す接種体制についての具体的なモデルを参考に、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種の時期の周知、予約方法等、接種の具体的な実施方法について、具体的な検討・準備を進めます。(健康福祉課)

③ 情報提供

ワクチンの役割や、接種体制、接種対象者などの基本的な情報を住民

に提供し、住民接種に関する理解促進を図ります。(健康福祉課)

4 村民生活及び村民経済の安定の確保

(1) 要援護者への生活支援

県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、あらかじめ対象世帯を把握するとともに、その具体的手続きを検討します。

(健康福祉課)

(2) 火葬能力等の把握

県が整備した火葬体制を踏まえて、火葬の適切な実施ができるよう調整を行います。(健康福祉課)

(3) 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄・整備・点検します。(健康福祉課)

主な対策（未発生期）	所管課
新型インフルエンザ等の情報収集・庁内発信・必要な対策の検討	健康福祉課
広報及びホームページ等を活用した村民への情報提供・啓発	
感染防護服及びマスク、医薬品等の計画的な備蓄・点検	
相談窓口の設置準備	
村職員への研修、健康管理	総務課

海外発生期

予想される状況

- 海外で新型インフルエンザ等が発生したが、国内では確認されていない状態。
- 海外における状況は、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々。

対策の目標

- 県内発生に備えて体制の整備を行います。
- 県内発生の早期発見に努めます。

対策の考え方

- 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策について、住民等に対する確かな情報提供を行います。
- 住民に対する予防接種体制整備等、県内発生に備えた体制整備を急ぎます。

1 実施体制

(1) 実施体制

- 必要に応じて、対策協議会を設置し対応策を検討、実施します。
(健康福祉課)

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

- 県の要請に応じ相談窓口を設置して、住民の相談に応じるとともに、必要な情報を提供します。(健康福祉課)

(2) 情報共有

- 県が実施する対策について、メール等により対策の実施理由、プロセス等について情報を共有します。(健康福祉課)
- 防災無線、ケーブルテレビ等を利用し、村民への情報提供、啓発を行います。(健康福祉課)

3 予防・まん延防止

(1) 県内でのまん延防止対策

- 住民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の感染対策を勧奨します。(健康福祉課)
- 病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対して、感染対策を強化

するよう要請します。(健康福祉課・教育委員会)

(2) 渡航者対策

- 新型インフルエンザ等の発生前に、国が感染症危険情報を発出して、不要不急の渡航延期を勧告した場合、又は新型インフルエンザ等の発生が確認され、国が感染症危険情報を発出し、渡航の延期を勧告した場合には、住民に周知します。(健康福祉課)
- パスポート窓口等において、海外への渡航者に対し新型インフルエンザ等の発生状況や、感染対策等の情報を提供し、注意喚起を行います。(健康福祉課)

(3) 予防接種

① 特定接種

国、県と連携し、対象職員に対して、集団的接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。(健康福祉課)

② 住民接種

- 特別措置法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制整備の準備を行います。(健康福祉課)
- 県の要請を踏まえ、未発生期に定めた方針に基づき具体的な接種体制を構築します。(健康福祉課)

④ 情報提供

住民に対し、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制など具体的な情報について積極的に周知します。(健康福祉課)

4 村民生活及び村民経済の安定の確保

(1) 要援護者への生活支援

県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について準備を進めます。(健康福祉課)

(2) 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄・整備・点検し、搬入の準備の検討を行います。(健康福祉課)

(3) 遺体の火葬・安置

県の要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保等について準備を行います。(健康福祉課)

主な対策（海外発生期）	所管課
新型インフルエンザの等情報収集・庁内発信・必要な対策の検討	健康福祉課 教育委員会
防災行政無線、ケーブルテレビ等を活用した村民への情報提供・啓発	
新型インフルエンザ等対策連絡協議会の設置	
相談窓口の設置検討	
村職員への研修、健康管理	総務課
関係する団体等に対する情報提供及び対応策の周知	各課
高齢者世帯や障がい者世帯、独居世帯などへの支援検討	健康福祉課 社会福祉協議会

県内未発生期
予想される状況
○国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生している状態。 ○県内では患者は発生していない状態。 ○国は緊急事態宣言を行う場合がある。
対策の目標
○県内発生に備えて体制の整備を行います。
対策の考え方
○国内外の発生状況について注意喚起するとともに、引き続き、住民等に県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行います。 ○住民接種の早期実施に向けて準備を進め、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

1 実施体制

(1) 緊急事態宣言時の体制

本行動計画に基づき速やかに対策委員会を設置し、必要な対策を決定し実施します。(健康福祉課)

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

引き続き、相談窓口を設置して、住民の相談に応じるとともに、必要な情報を提供します。(健康福祉課)

(2) 情報共有

県が実施する対策について、メール等により対策の実施理由、プロセス等について情報を共有します。(健康福祉課)

3 予防・まん延防止

(1) 村内でのまん延防止対策

- 住民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染対策を改めて勧奨します。(健康福祉課)
- 病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対して、感染対策を強化するよう改めて要請します。(健康福祉課・教育委員会)

- 公共交通機関、公共施設、多くの方が集まる施設等に対し、出入り口、トイレ等への擦式アルコールの設置や、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染対策を講じるよう要請します。(各課)

(2) 渡航者対策

- 渡航者への情報提供・注意喚起を継続します。(健康福祉課)

(3) 予防接種

① 住民接種

- 国が予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施を決定し、接種順位を決定した場合、ワクチンの供給が可能になり次第、接種を開始します。(健康福祉課)
- 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、福祉保健センター・体育館・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、**村内に居住する者**を対象に集団的接種を行います。(健康福祉課)

② 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

- 緊急事態宣言がなされている場合の住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特別措置法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。(健康福祉課)

4 村民生活及び村民経済の安定の確保

(1) 遺体の火葬・安置

引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を進めます。(健康福祉課)

(2) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

① 水の安定供給

水道事業者、水道用水供給事業者である村は、**別に定めるところにより**、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。(建設課)

② 生活関連物資等の価格の安定等

県及び国と連携し、村民生活及び村民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。(健康福祉課)

主な対策（県内未発生期）	所管課
新型インフルエンザ等対策委員会の設置	全課
防災行政無線、ケーブルテレビ等を活用した村民への情報提供・啓発	健康福祉課
感染防護服及びマスク、医薬品等の計画的な備蓄	
相談窓口の設置	
保育園、小中学校等への情報提供	健康福祉課・教育委員会
<p>国の要請を踏まえ、集会主催者、興業施設等の運営者に対し、活動を自粛要請</p> <p>公共交通機関、公共施設、多くの方が集まる施設等に対し、出入口、トイレ等への擦式アルコールの設置や、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染予防対策の徹底要請</p>	全課

県内発生早期
予想される状況
○県内において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。
対策の目標
○村内での感染拡大をできる限り抑えます。 ○患者に適切な医療を提供します。
対策の考え方
○県と連携し医療体制や感染対策について周知し、住民への積極的な情報提供を行います。 ○県内感染期に備えて、村民生活及び村民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。 ○住民接種を早期に実施できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

1 実施体制

(1) 緊急事態宣言時の体制

本行動計画に基づき速やかに対策本部を設置し、必要な対策を決定し実施します。(全課)

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

流行状況を踏まえ、相談窓口の拡充（時間延長等）を検討します。
(健康福祉課)

(2) 情報共有

メール等により国及び県の対策の方針等の情報を迅速に把握します。
(健康福祉課)

3 予防・まん延防止

(1) 村内でのまん延防止対策

- 住民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等を強く勧奨します。(健康福祉課)
- 病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対し、感染対策を強化す

るよう改めて要請します。(健康福祉課・教育委員会)

(2) 渡航者対策

- 渡航者への情報提供・注意喚起を継続します。(健康福祉課)

(3) 予防接種

① 住民接種

- 国が予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施を決定し、接種順位を決定した場合、ワクチン接種が可能になり次第、本行動計画に基づき、住民接種を開始します。(健康福祉課)

- 接種の実施に当たり、県及び国と連携して、福祉保健センター・体育館・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、**村内に居住する者**を対象に集団的接種を行います。(健康福祉課)

② 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

- 緊急事態宣言がなされている場合の住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特別措置法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。(健康福祉課)

4 村民生活及び村民経済の安定の確保

(1) 遺体の火葬・安置

引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を進めます。(健康福祉課)

(2) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

① 要援護者への生活支援

必要に応じて在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等の準備を行います。(健康福祉課)

② 水の安定供給

水道事業者、水道用水供給事業者である村は、**別に定めるところにより**、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。(建設課)

③ 生活関連物資等の価格の安定等

県及び国と連携し、村民生活及び村民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給

の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。(健康福祉課)

主な対策（県内発生早期）	所管課
新型インフルエンザ等対策委員会若しくは対策本部の設置	全課
防災無線・ケーブルテレビ等を活用した村民への情報提供・啓発 保健所、医師会、広域消防との連携 新型インフルエンザ等相談窓口の設置	健康福祉課
保育園、小中学校等への情報提供	健康福祉課・教育委員会
国、県の要請を踏まえ、集会主催者、興業施設等の運営者に対し、活動自粛要請	各課
高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり世帯など自活困難な村民への支援の実施 国の要請に応じて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備	健康福祉課

県内感染期
予想される状況
○県内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ○感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
対策の目標
○医療体制を維持し、健康被害を最小限にとどめます。 ○村民生活及び村民経済への影響を最小限にとどめます。
対策の考え方
○対策の主眼を、感染防止から被害軽減に切り替えます。 ○医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。 ○受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。 ○村民生活・村民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続します。また、その他の社会活動をできる限り継続します。 ○状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を行います。

1 実施体制

(1) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

- 緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置します。
(全課)
- 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特別措置法の規定に基づく県、その他市町村による代行、応援等の措置の活用を行います。(健康福祉課)

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

- 流行状況を踏まえ、相談窓口の拡充（時間延長等）を検討します。
(健康福祉課)

3 予防・まん延防止

(1) 村内でのまん延防止対策

- 村民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等を強く勧奨します。(健康福祉課)
- 病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対し、感染対策を強化するよう改めて要請します。(健康福祉課)

(2) 渡航者対策

- 渡航者への情報提供・注意喚起を継続します。(健康福祉課)

(3) 予防接種

① 住民接種

- 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。(健康福祉課)

② 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

- 特措法第46条の規定による住民に対する予防接種を進めます。(健康福祉課)

4 村民生活及び村民経済の安定の確保

(1) 遺体の火葬・安置

- 引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を進めます。(健康福祉課)

(2) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

① 水の安定供給

- 水道事業者、水道用水供給事業者である村は、別に定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。(建設課)

② 生活関連物資等の価格の安定等

- 県及び国と連携し、村民生活及び村民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。(健康福祉課)
- 県及び国と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、村民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、村民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。(健康福祉課)
- 県及び国と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、

または生ずるおそれがあるときは、それぞれの行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じます。(健康福祉課)

③ 要援護者への生活支援

- 国からの要請に応じ、必要に応じて在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。(健康福祉課)

④ 埋葬・火葬の特例等

- 県の要請に応じ、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請します。(健康福祉課)
- 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県からの要請に応じて、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。(健康福祉課)

主な対策（県内感染期）	所管課
新型インフルエンザ等対策本部の設置 感染者の早期発見及び対応策実施	全課
感染拡大や村民の混乱を防止するため国、県からの情報収集及び情報提供 相談窓口の拡充（時間延長等）の検討・実施	健康福祉課
不要不急の外出及び各種行事、集会等の自粛。	各課
保育園、小中学校等の一時休業の検討、実施	健康福祉課・教育委員会
感染の疑いのある人へ医療機関への受診勧奨	各課
関係する団体等に対する情報提供及び対応策等の周知	各課
ごみの排出規制 ワクチン接種のための事務事業 高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり世帯など自活困難な村民への支援の実施。 国の要請に応じ、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保準備。 火葬及び遺体の一時安置所、仮埋葬地等の検討	健康福祉課

小康期
予想される状況
○患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ○大流行はいったん終息。
対策の目標
○村民生活及び村民経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。
対策の考え方
○第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行います。 ○第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について住民に情報提供するとともに、情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。 ○第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

1 実施体制

(1) 実施体制

- 緊急事態宣言が解除されたときは、対策本部を廃止します。(全課)

(2) 対策の評価・見直し

- 関係機関に対しアンケート調査を実施する等により、対策を評価し、流行の第二波に備え、必要に応じて行動計画等の見直しを行います。
(健康福祉課)

2 情報提供・共有

- 県と連携し必要に応じて、情報提供のあり方等を見直します。
(健康福祉課)
- 流行状況に応じて、相談窓口を縮小します。(健康福祉課)

3 予防・まん延防止

(1) 村内での感染拡大防止策

県内の流行状況を踏まえつつ、発生後新たに開始したまん延防止対策を中止します。(健康福祉課)

(2) 渡航者対策

国の方針を踏まえ、渡航者への情報提供・注意喚起の内容を順次見直し

ます。(健康福祉課)

(3) 予防接種

① 住民接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。(健康福祉課)

② 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

必要に応じ、県及び国と連携して、流行の第二波に備え、特別措置法第46条に基づく住民に対する予防接種を進めます。(健康福祉課)

4 村民生活及び村民経済の安定の確保

① 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- 県及び国と連携し、県内の状況等を踏まえ、県内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。(健康福祉課)

主な対策（小康期）	所管課
最新情報の収集及び提供	総務課・全課
保育園、小中学校等の一時休業の解除 新型インフルエンザ等相談窓口の段階的解消	健康福祉課・教育委員会
各種行事、集会等の自粛解除	各課
関係団体への情報提供	各課
新たな発生、流行に備え、計画及び対策の検討	健康福祉課・各課
役場機能の段階的回復、平常時体制への移行	総務課・各課

○山江村新型インフルエンザ等対策本部条例

平成24年12月14日

条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、山江村新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、村の職員のうちから、村長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議(以下、この条例において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他村の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。